



令和元年10月号

伊勢市青少年相談センターだより

伊勢市青少年相談センター 伊勢市小俣町元町540 小俣総合支所1階 TEL 22-7894

三重県警「平成30年中三重の少年非行」より

(1) 三重県警察が、平成30年の少年非行の状況をまとめた統計資料をホームページで公開しています。一部を紹介したいと思います。

平成30年中に警察で検挙・補導した非行少年の総数は311人で、前年に比べ46人(12.9%)減少しました。統計上最低の人数でした。

非行少年とは、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年に分けられます。

犯罪少年は罪を犯した14歳以上20歳未満の少年で、犯罪のうち窃盗、傷害等の刑法の罪を犯した少年を刑法犯少年、刑法犯以外の特別法を犯した少年を特別法犯少年と言います。14歳未満の刑罰の対象とならない非行少年が触法少年で、こちらも刑法犯、特別法犯に分けられます。ぐ犯少年は14歳以上で、その性格、環境から将来、罪を犯すおそれのある少年のことで、平成30年は2人でした。

(2) 平成30年の刑法犯少年は272人(犯罪少年240人)で、前年に比べ49人減少でした。特別法犯少年は37人で、前年に比べ1人の増加でした。刑法犯少年を罪種別でみると、万引き・オートバイ盗などの窃盗犯が167人(61.4%)、暴行・傷害などの粗暴犯が43人(15.8%)、学識別でみると高校生が91人(33.5%)で最も多く、次いで中学生66人(24.3%)、有職少年66人(24.3%)でした。

(3) 非行少年に該当しない、飲酒、喫煙、深夜はいかい(午後10時から翌日午前5時まで)等で補導された不良行為少年は、2,350人で、前年に比べ536人(18.6%)減少しました。行為別にみると深夜はいかいが1,342人、喫煙が759人で、この2つだけで89.4%を占めました。

(4) 非行少年の人数は減少しましたが、福祉犯による被害少年は増加しました。福祉犯とは少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害



する犯罪をいいます。福祉犯による被害少年の総数は84人で前年同期の55人に比べて29人増加しました。法令別では県青少年健全育成条例(いん行又はわいせつな行為の禁止)28人、未成年者喫煙禁止法21人、児童買春・児童ポルノ禁止法17人、風営適正化法14人でした。

気になるのが、SNS等利用による性被害で、全国的にも問題となっていますが、被害は減りません。SNSで意気投合し、素敵な同性と違って、個人情報や写真を送った途端、秘密を写真付きでネットに拡散されたくなければ、裸の写真を送れと脅してきたり、一緒にコンサートに行こうと誘われて行ったら車に押し込まれそうになったり、ネットを悪利用する大人がたくさんいるので注意が必要です。7月31日に、伊勢警察署でSNSを利用した37歳の男を県青少年健全育成条例違反で逮捕しています。

県条例から「保護者の責務」について

青少年の健全育成は、社会全体の責務ですが、その中で、保護者の責務について、「三重県青少年健全育成条例」の中にこれに関する事項があります。

- 深夜における外出の制限(第19条)
保護者は、深夜に青少年をみだりに外出させないようにしなければなりません。(深夜とは午後10時から翌日午前5時まで)
- インターネット利用環境の整備(第18条の6)
保護者や学校・職場の関係者など、青少年の育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用する際、有害な情報を閲覧させないように努め、青少年有害情報に関する健全な判断能力の育成が図られるよう啓発、教育に努めなければいけません。
保護者は、青少年を健全に育成することが、責務であることを自覚し、愛情に満ちた環境の中で、青少年を監督、保護、教育するように努めましょう。

(法律で青少年のスマホにはフィルリングの設定が義務付けられています!)

10月 青少年の日 5日 家庭の日 20日